

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
～人・技術・スタートアップへの投資の実現～
(抜粋)

令和4年6月7日

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (目次)

はじめに.....	1
I. 資本主義のバージョンアップに向けて.....	1
1. 市場の失敗の是正と普遍的価値の擁護.....	1
2. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現.....	1
3. 経済安全保障の徹底.....	2
II. 新しい資本主義を実現する上での考え方.....	2
1. 分配の目詰まりを解消し、更なる成長を実現.....	2
2. 技術革新に併せた官民連携で成長力を確保.....	3
3. 民間も公的役割を担う社会を実現.....	3
III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資.....	4
1. 人への投資と分配.....	4
(1) 賃金引き上げの推進.....	4
(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化.....	6
(3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定.....	8
(4) 子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援.....	8
(5) 多様性の尊重と選択の柔軟性.....	9
(6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備.....	11
2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資.....	11
(1) 量子技術.....	12
(2) AI実装.....	13
(3) バイオものづくり.....	13
(4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等.....	13
(5) 大学教育改革.....	14
(6) 2025年大阪・関西万博.....	14
3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進.....	14
(1) スタートアップ育成5か年計画の策定.....	14
(2) 付加価値創造とオープンイノベーション.....	18
4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資.....	20
(1) GXへの投資.....	20
(2) DXへの投資.....	23
IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築.....	24
1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討.....	25
2. 競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化.....	25
3. 寄付文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強	

化	25
4. インパクト投資の推進	25
5. 孤独・孤立など社会的課題を解決するNPO等への支援	26
6. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化	26
V. 経済社会の多極集中化	26
1. デジタル田園都市国家構想の推進	27
(1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備	27
(2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進 ..	28
(3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保	29
2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ	30
(1) インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築	30
(2) ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用 等のWeb3.0の推進に向けた環境整備	30
(3) メタバースも含めたコンテンツの利用拡大	30
(4) Fintechの推進	30
3. 企業の海外ビジネス投資の促進	31
VI. 個別分野の取組	31
1. 国際環境の変化への対応	31
(1) 経済安全保障の強化	31
(2) 対外経済連携の促進	32
2. 宇宙	32
3. 海洋	32
4. 金融市場の整備	33
(1) 四半期決算短信	33
(2) 国際金融センターの実現とアセットマネージャーの育成	33
(3) 銀行の業務範囲及び銀証ファイアウォール規制の見直し	33
(4) 金融機関の取組を通じた貯蓄から投資の促進	33
(5) 事業性融資への本格的かつ大胆な転換	34
5. グローバルヘルス（国際保健）	34
6. 文化芸術・スポーツの振興	34
7. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出	34
VII. 新しい資本主義実現に向けた枠組み	35
1. 工程表の策定とフォローアップ	35
2. 官と民の連携	35
3. 経済財政運営の枠組み	35

る。

その際、課題解決の一つの鍵になるのは、デジタル技術の活用である。規制・制度をデジタル時代に合致したものにアップグレードすることで、デジタル技術を活用して課題解決を進めることを可能にするとともに、民間の力が最大限発揮できるよう、新しい時代にふさわしい公正な競争を確保する競争政策を推進していくことが重要である。

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

さらに、気候変動問題への対応や少子高齢化・格差の是正、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の確保といった社会的課題を解決するのは人であり、人への投資は最も重要な投資である。

このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。また、子供期・現役期・高齢期のライフサイクルに応じた環境整備を強化する。

(1) 賃金引上げの推進

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。

さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である¹。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い²。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準³が反転し、

¹ 基礎資料P1：家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

² 基礎資料P2：1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

³ 基礎資料P3：春闘結果の推移

新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

①賃上げ税制等の一層の活用

民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率を大胆に引き上げる（大企業：20%→30%、中小企業：25%→40%）等、抜本的に拡充を図った。全国各地での説明会の実施や地方局、労働基準監督署等政府機関における周知に加え、商工会議所・商工会等の中小企業団体による説明会の実施等による周知を徹底することを通じて、本税制の一層の活用を促進する。

また、税制の効果が出にくい、赤字の中小企業の賃金引上げを支援するため、ものづくり補助金や持続化補助金において、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率を引き上げる特別枠を設けたほか、政府調達において、賃金引上げを行う企業に対して、加点を行う等、調達方法の見直しを図った。これらの取組とあわせて、賃金引上げをより一層推進していく。

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打切りのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i)生活関連商品の製造・販売、ii)部品・完成品のものづくり、iii)サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要

請する。

③介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し

介護・障害福祉職員、保育士等や、コロナ対応等を担っている看護師等の収入を3%程度引き上げる措置を講じた。

介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する。

看護師の今後の処遇改善については、今回の措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討する。

これらの結果に基づき、引き続き、処遇改善に取り組む。

(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

①自分の意思で仕事を選択することが可能な環境（学びなおし、兼業推進、再就職支援）

ストック面での人への投資については、職業訓練、学びなおし、生涯教育等への投資が重要である。

時代や社会環境の変化に応じて、需要のある職種は新しいものに入れ替わる⁴。また、教育訓練を受けた従業員の割合が増えると、労働者一人当たりの労働生産性や一人当たり平均賃金が上昇する効果があるとのデータがある⁵。

このため、成長分野への円滑な労働移動を進め、労働生産性を向上させ、更に賃金を上げていくためにも、個々の企業内だけでなく、国全体の規模で官民が連携して、働き手のスキルアップや人材育成策の拡充を図ることが重要である。その際、デジタル人材に加え、働く世代全体のデジタルスキルの底上げを図ることにウェイトを置く。

また、一般の方が企業間の労働移動が容易になるよう、転職やキャリアアップについて、キャリアコンサルティングを受けられる体制を整備する必要がある。

従業員、経営者、教育サービス事業者など一般の方から募集したアイデアを踏まえた、3年間で4,000億円規模の施策パッケージに基づき、非正規雇用の方を含め、能力開発支援、再就職支援、他社への移動によるステップアップ支援を講ずる。およそ100万人程度の方が利益を受けると想定される。

更に教育訓練投資を強化して、企業の枠を超えた国全体としての人的資本の蓄積を推進することで、労働移動によるステップアップを積極的に支援していく。

Off-JTの研修費用が低くとどまり、かつ、近年更に低下傾向にある日本企業の人的投資⁶について、早期に少なくとも倍増させ、更にその上を目指していく。

②初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度の奨励と若手の支援

初期の失敗を許容し研究内容の裁量性を認め長期に評価を行う助成制度と、プロ

⁴ 基礎資料P4：新しい職種による雇用の増加

⁵ 基礎資料P5：教育訓練の効果

⁶ 基礎資料P6：企業の人的投資の国際比較

かという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する（注）こととし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。（注）法制的な位置付けの検討を含む。

あわせて、理工系や農学系の分野に進学する女子学生への官民共同の修学支援プログラムを創設する。

④子育て世代の住居費の支援

子育て世代の住居費の負担を軽減するため、UR賃貸住宅、セーフティネット住宅を活用するとともに、省エネ性能の高い住宅の取得や改修を推進する。若い世代の結婚による新生活の立上げの際の引越費用や家賃等の負担を軽減する。このほか、結婚支援や出産支援等に取り組む。

⑤家庭における介護の負担軽減

高齢化の進展により今後、要介護高齢者が大幅に増加するとともに、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増え、家族の介護力の低下が予想される。これを前提に、圏域ごとの介護ニーズの将来予測を踏まえ、介護サービスの基盤整備を着実に実施する。

⑥認知症対策充実、介護予防の充実・介護休業の促進等

今後も認知症の方が増加することを踏まえ、認知症に関する総合的な施策を推進することとし、地域包括支援センター等の身近な拠点を活用した認知症の方を含む要介護者及び家族介護者等への伴走型支援や、成年後見・権利擁護支援等について議論を進める。

また、ヤングケアラーへの支援について、ICTも活用しつつ、その実態をしっかりと把握するとともに、モデル事業の検証も踏まえて、効果的な支援策を講ずる。

在宅高齢者について、医療・介護連携体制の強化等、地域全体でのサービス基盤を整備していくとともに、介護予防や社会参加活動の場の充実の観点から、地域全体での活動を支援していく。

介護休業制度のより一層の周知も含め、男女ともに介護離職を防ぐための対応を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、メンタルヘルス対策を推進する。

⑦健康経営の推進

企業と保険者が連携して健康経営を推進するとともに、そのスコアリングの方法等を見直す。

（５）多様性の尊重と選択の柔軟性

多様性を尊重し、性別にかかわらず仕事ができる環境を整備することで、選択の柔軟性を確保していく。

①多様性の尊重

日本の大企業は、ともすれば、中高年の男性が中心となって経営されてきたが、これからは組織の中でより多様性を確保しなければならない。日本企業が多様性を

成長につなげることを応援する。

同一労働同一賃金制度の徹底とともに、短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度といった多様な正社員制度の導入拡大を、産業界に働きかけていく。また、女性・若者等の多様な人材の役員等への登用、サバティカル休暇の導入やスタートアップへの出向等の企業組織の変革に向けた取組を促進する。

②男女間の賃金差異の開示義務化

正規・非正規雇用の日本の労働者の男女間賃金格差は、他の先進国と比較して大きい¹³。また、日本の女性のパートタイム労働者比率は高い¹⁴。

男女間の賃金の差異について、以下のとおり、女性活躍推進法に基づき、開示の義務化を行う。

- ・情報開示は、連結ベースではなく、企業単体ごとに求める。ホールディングス（持株会社）も、当該企業について開示を行う。
- ・男女の賃金の差異は、全労働者について、絶対額ではなく、男性の賃金に対する女性の賃金の割合で開示を求めることとする。加えて、同様の割合を正規・非正規雇用に分けて、開示を求める。

（注）現在の開示項目として、女性労働者の割合等について、企業の判断で、更に細かい雇用管理区分（正規雇用を更に正社員と勤務地限定社員に分ける等）で開示している場合があるが、男女の賃金の割合について、当該区分についても開示することは当然、可能とする。

- ・男女の賃金の差異の開示に際し、説明を追記したい企業のために、説明欄を設ける。
- ・対象事業主は、常時雇用する労働者301人以上の事業主とする。101人～300人の事業主については、その施行後の状況等を踏まえ、検討を行う。
- ・金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載事項にも、女性活躍推進法に基づく開示の記載と同様のものを開示するよう求める。
- ・本年夏に、制度（省令）改正を実施し、施行する。初回の開示は、他の情報開示項目とあわせて、本年7月の施行後に締まる事業年度の実績を開示する。

③女性の就労の制約となっている制度の見直し等

女性の就労の制約となっている社会保障や税制について働き方に中立的なものにしていくことが重要である。

被用者保険の適用拡大が図られると、女性の就労の制約となっている、いわゆる「130万円の壁」を消失させる効果があるほか、いわゆる「106万円の壁」についても、最低賃金の引上げによって、解消されていくことが見込まれる。

多様な働き方に中立的でない扱いは、企業の諸手当の中にも見られる。配偶者の収入要件がある企業の配偶者手当は、女性の就労にも影響を与えている。労働条件であり強制はできないが、こうした点を認識した上で労使において改廃・縮小に向けた議論が進められることを期待する。

④勤労者皆保険の実現

働き方の多様化が進む中で、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進

¹³ 基礎資料P14：男女間賃金格差の国際比較

¹⁴ 基礎資料P15：女性のパートタイム比率の国際比較

VII. 新しい資本主義実現に向けた枠組み

1. 工程表の策定とフォローアップ

本実行計画を具体的に推進するため、5年間を目途とする工程表を作成し、毎年度、実行状況についてフォローアップを行い、PDCAサイクルを進める。

2. 官と民の連携

新しい資本主義は、官と民がそれぞれ自らの役割を果たすことによって、初めて実現する。個々の項目について、官と民の役割分担を明確にして、進めていく。

官はこれまで以上に、民の力を最大限引き出すべく行動し、これまで官の領域とされてきた社会的課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらう。

3. 経済財政運営の枠組み

経済財政運営の枠組みについては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢の枠組みを堅持する。

厳しい財政状況の中で、財政の中長期的な持続可能性に留意しつつ、二つの意味で、改革を行う。

第一は予算の単年度主義。単年度主義の予算だけでは、国の長期的方向性が見えにくく、また予見可能性も少なく、国が将来の期待成長率を導き出すことも困難である。事業の性質に応じて基金等を活用して、予算単年度主義の弊害を是正する。

第二に、税制改正において、その将来にわたる効果を見据えた動的思考を活用する。